

# 茨城県報第1479号

平成15年6月30日

月 曜 日

次 目

告 示

ページ
救急告示病院の申出の撤回 (医療整備課)1
指定居宅サービス事業者の指定 (高齢福祉課)2
指定居宅サービス事業者の変更 (高齢福祉課)2
指定居宅サービス事業者の廃止 (高齢福祉課)2
大規模小売店舗の変更の届出 (商業流通課)2
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (3件) (商業流通課)3
肥料取締法に基づく肥料の施用上の注意等の表示命令の一部改正 (農産課)6
土地改良事業の工事完了 (農村計画課)6
道路の区域の決定 (道路維持課)6
道路の区域の変更 (6件) (道路維持課)6
道路の供用の開始 (道路維持課)9
土地改良事業計画の認可 (土地改良事務所)10
土地改良区役員の就退任 (2件) (土地改良事務所)10
公告
落札者等の公示 (情報政策課)12
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課)12
県営土地改良事業計画 (農村計画課)
都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催 (都市計画課)13
訓令
茨城県職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令 (管財課)19

# 茨城県告示第1023号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である次の病院については、 その開設者から同令第2条第2項の規定による申出の撤回があったので、同項の規定により告示する。

平成15年6月30日

橋 昌 茨城県知事 本

# 茨 城 県 報

ſ							
	名	称		所	7:	生 地	
網	野	病	院	ひたちなか市堀口616	5		

#### 茨城県告示第1024号

2

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類等	指 定 年月日
有限会社 人見ライ フケアサポート	人見ライフケアサポート	稲敷郡江戸崎町甲3138番地 2	福祉用具貸 与	平成15年 6月20日

茨城県告示第1025号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第75条の規定に基づき、次のとおり変更届出があったので、告示する。 平成15年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	指 定 時 の 事業所の名称	指定時の事業所の 所 在 地	サービス の種類等	変 更 事 項	変 更 年月日
中嶋メディカルサプラ イ株式会社	中嶋メディカルサ プライ株式会社 訪問看護ステーション	那珂郡那珂町菅谷 4521番地15号	訪問看護	(事業所の所在地) 久慈郡里美村小菅上原 404 3	平成15年 6月1日

茨城県告示第1026号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第75条の規定に基づき、次のとおり廃止届があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

開設者名	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の 種 類	廃 止 年月日
中嶋メディカルサプ ライ株式会社	訪問看護ステーション コスモン	久慈郡里美村小菅上原404 3	訪問看護	平成15年 5月31日

## 茨城県告示第1027号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、 同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び鹿行地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見

書を本日から4月以内に茨城県鹿行地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成15年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 名称及び代表者氏名

株式会社ワンダーコーポレーション

代表取締役 小 林 哲 美

(2) 住所

つくば市西大橋599番地1

- 2 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーグー鹿島店

鹿島郡神栖町堀割3丁目3番20号

- (2) 変更した事項
  - ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) ワンダーステーション鹿島店

(変更後) ワンダーグー鹿島店

イ 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 鹿島郡神栖町鰐川1 22 外

(変更後) 鹿島郡神栖町堀割3丁目3番20号

(3) 変更の年月日

平成15年3月14日

- (4) 変更する理由
  - ア 取り扱い商品変更のため
  - イ 住居表示変更のため
- 3 届出年月日

平成15年6月9日

# 茨城県告示第1028号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所日立商工分室において縦覧 に供する。

平成15年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 大規模小売店舗の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンユーストアー大津店

北茨城市大津町ねさき前2465 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第5条第1項)

平成15年3月17日

- イ 変更しようとする事項
  - (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後9時

(変更後) 午前0時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時~午後9時15分

(変更後) 午前9時~午前0時15分(一部午後9時)

ウ 届出年月日

平成15年3月3日

#### 2 市町村の意見

市町村名	意 見 の 概 要	理由
北茨城市	駐車場内において,来店者に対し表示板等	当該地域には,一般住宅が隣接しており,
	による不必要なアイドリング、空ふかし、ク	騒音対策により良好な生活環境が保持できる。
	ラクション音等の低減の呼びかけを行うなど	
	適切な措置を講ずること。	
	小中高校生等,未成年者の行動に対しては	多数の未成年者が集う場所でもあり、非行
	十分に観察することで非行の防止に努め、万	防止対策により問題を未然に防止できる。
	一問題が生じた場合には、速やかに関係学校	
	及び警察等関係機関に報告し、協議するこ	
	と。	

# 茨城県告示第1029号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお, 意見書は, 本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所日立商工分室において縦覧に供する。

平成15年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 大規模小売店舗の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 伊勢甚チェーン北茨城店 北茨城市磯原町磯原437 1 外
- (2) 届出の概要
  - ア 届出の種類及び届出の公告日 変更の届出 (法第6条第1項)

平成15年4月17日

## イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ふじもと	水戸市新原 1 丁目 2 番18号	藤田佳宏

#### (変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
あさ川製菓株式会社	水戸市元石川町富士山325 19	桐村幸男

# ウ 届出年月日

平成15年4月3日

2 市町村の意見

特になし

······

## 茨城県告示第1030号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお, 意見書は, 本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成15年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

# 1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーカドヤひたちなか佐和店 ひたちなか市高場字鹿原1484 外
- (2) 届出の概要
  - ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第5条第1項)

平成15年5月8日

- イ 変更しようとする事項
  - (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後9時

(変更後) 午前0時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場No. 1 午前 8 時30分~午後 9 時30分

駐車場No. 2 午前 8 時30分~午後 9 時30分

駐車場No. 3 午前 8 時30分~午後 9 時30分

(变更後) 駐車場No. 1 午前 8 時30分~午前 0 時30分

駐車場No. 2 午前 8 時30分~午前 0 時30分

## 駐車場No.3 午前8時30分~午前0時30分(一部午後9時)

## ウ 届出年月日

平成15年4月16日

## 2 市町村の意見

市町村名	意 見 の 概 要	理由
ひたちなか市	近隣住宅より,騒音苦情等が生じないよう	周辺地域の良好な生活環境の保持及び廃棄
	配慮されたい。	物処理の適正化のため。
	ゴミの分別と減量化に努めること。	

## 茨城県告示第1031号

昭和59年3月31日茨城県告示第484号で告示した肥料取締法に基づく肥料の施用上の注意等の表示命令の一部を次のように改正し、平成15年7月1日から施行する。

平成15年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

肥料取締法 (昭和25年法律第127号) 第21条の規定に基づき,同法第4条第1項第5号中「第5号」を「第7号」 に改める。

## 茨城県告示第1032号

平成4年3月6日で計画を確定した県営釈水地区土地改良事業 (ほ場整備事業) については、平成14年3月31日に 工事が完了したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の2第3項の規定により公告する。

平成15年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

······

## 茨城県告示第1033号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき,道路の区域を次のように決定する。 その関係図面は、平成15年6月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

359 県 道 百里飛行場線 東茨城郡小川町大字与沢字かじや久保 最大 63.0 2,828 1604番 4 から 最小 25.0	整理番号	道路の種類	路線名	区間	敷地の幅員	延長
1604番 4 から 最小 25.0					メートル	メートル
最小 25.0	359	県 道	百里飛行場線		最大 63.0	2,828
東次城部外川町入字野田子1ノヤ   東次城部外川町入字野田子1ノヤ   1番まで				   東茨城郡小川町大字野田字インヤ	最小 25.0	

# 茨城県告示第1034号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき,道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、平成15年6月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成15年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 野田牛久線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地(	の幅員	延	長	摘  要
			メートル		メートル	
牛久市田宮町字平1007番1地先から	IB	最大	8.6		127	
牛久市田宮町字平1014番1地先まで	ID.	最小	6.0		127	
	新	最大	6.6		127	迂回路撤去
	क्र।	最小	5.7		121	化回应源之
   牛久市田宮町1013番地先から	旧	最大	10.8		56	
十久市田宮町1003番地元が5 1 牛久市田宮町1024番地先まで	IH	最小	5.8		50	
十人印田古町1024亩地元よし	新	最大	6.3		56	迂回路撤去
	初	最小	5.6		30	化凹陷银石
牛久市田宮町1063番地先から	旧	最大	12.3		43	
十久市田宮町1003番地元が5 1 牛久市田宮町1071番地先まで	IH	最小	6.8		43	
十人中山古町10/1田地元よし	新	最大	6.8		43	迂回路撤去
	जः/।	最小	6.8		43	<b>达四时的</b>

#### 茨城県告示第1035号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき,道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、平成15年6月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大和田桃浦停車場線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
		メートル	メートル	
東茨城郡小川町大字外の内字巾木免 482番11地先から	旧	最大 10.0	295	
東茨城郡小川町大字外の内字巾木免	i i i	最小 8.5	200	
第次城部が川町八子がの内子市不完 482番17まで	新	最大 22.0	295	現 道 拡 幅
	₩1	最小 11.0	293	况 但 加 幅

# 茨城県告示第1036号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき,道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、平成15年6月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成15年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紅葉石岡線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員		延	長	摘	要
			メートル		メートル		
東茨城郡小川町大字川戸字往還付 1338番 8 地先から	IΒ	最大	11.0		376		
東茨城郡小川町大字野田字インヤ	ī	最小 9.0		370			
・	άC	最大	19.0		070	1日 /关 +亡	# <b>=</b>
	新	最小	11.0		376	現 道 拡	幅

# 茨城県告示第1037号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき,道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年6月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水戸神栖線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
		メートル	メートル	
東茨城郡茨城町大字海老沢字御蔵下 376番地先から	旧	最大 18.8	222	
東茨城郡茨城町大字海老沢字宿	IH	最小 7.1	222	
条次城部次城町入子海名八子信 6番地先まで	新	最大 26.0	222	現 道 拡 幅
	初	最小 7.5	222	况 坦 孤 悃

# 茨城県告示第1038号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき,道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年6月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 大洗友部線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地(	の幅員	延	長	摘要
			メートル		メートル	
東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎字塚越	II ( D )	最大	9.9		123	
1042番1地先から	IE (B)	最小	6.8		123	
東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎字塚越   1033番1地先まで	<b>並 ( A 」 D )</b>	最大	13.0		119	田洋花后
	新 (A + B)	最小	11.1		119	現 道 拡 幅
<b>声花状那茶状町十字字。峽字坛</b> 桃	II (D)	最大	11.5		0.604	
東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎字塚越   1033番1地先から	旧(D)	最小	4.0		2,684	
東茨城郡茨城町大字海老沢字舟山	(D)	最大	11.5		0.004	
325番 2 地先まで	(D)	最小	4.0		2,684	バイパスの
	新	最大	62.2		0.004	新設
	(C)	最小	13.0		2,394	
市技术和英林町十字海老沿字内心	ID (F)	最大	9.6		444	
東茨城郡茨城町大字海老沢字舟山   325番 2 地先から	IB (F)	最小	8.4		114	
東茨城郡茨城町大字海老沢字舟山	<b>並</b>	最大	19.5		444	田冷花幅
328番 2 地先まで	新 (E + F)	最小	12.8		114	現道拡幅

# 茨城県告示第1039号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき,道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、平成15年6月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成15年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 245号
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員		延	長	摘	要
		у.	ートル		メートル		
水戸市塩崎町字反町2960番 1 地先から	ID.	最大 2	29.0		1,590		
水戸市小泉町字中圷784番 2 地先まで	旧	最小 6	60.0		1,590		
(ひたちなか市行政界まで)	ŻC	最大 2	29.0		1 500	田路	+0- 40
	新	最小 14	40.0		1,590	現道	加油

# 茨城県告示第1040号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成15年6月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成15年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 県道 諸沢西金停車場線

2 供用開始の区間 那珂郡山方町大字諸沢字北ノ内4752番1地先から

那珂郡山方町大字諸沢字北ノ内4819番1地先まで

3 供用開始の期日 平成15年6月30日

## 茨城県告示第1041号

平成15年3月25日付けで豊田新利根土地改良区から申請のあった須藤掘地区土地改良事業計画については、土地改 良法 (昭和24年法律第195号) 第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成15年6月12日認可 した。

平成15年6月30日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 齋 藤 俊

# 茨城県告示第1042号

鹿嶋市大字津賀1919番地 1 に事務所を置く大野東部土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年6月30日

茨城県鉾田土地改良事務所長 萩 島 利 孝

#### 1 退 任

職名	氏 名	住所
理事	小 澤 一 男	鹿嶋市大字小山117番地
"	高橋重治	" " 1404番地 1
"	田島徹	" " 48番地 1
"	内 田 和 雄	" 大字荒野125番地
"	内 田惣右衛門	" " 105番地
"	<b>矢 口</b> 昱	" " 25番地
"	大 川 與三郎	" " 1687番地
"	堺 田 敏 雄	" " 1650番地
	透 <b>峯</b> 隆 德	" " 157番地
"	大 洞 富 男	" 大字角折445番地
"	清宮茂雄	" " 881番地
"	長 岡 力 男	" " 414番地
"	大 嵜 一 郎	〃 大字青塚1237番地
"	方波見 紘 昭	" " 1224番地
"	清宮文雄	" " 456番地
監事	野口定則	<b>"</b> 大字小山1159番地74
"	橋本源之助	<b>"</b> 大字荒野1640番地 6
"	遠峰義雄	" " 221番地
"	小 堤 義 夫	" 大字角折263番地
"	大 嵜 優	" 大字青塚272番地

# 2 就 任

職名	氏 名	住
理事	小 澤 一 男	鹿嶋市大字小山117番地
"	高橋重治	" " 1404番地 1
"	田島 徹	" "48番地 1
"	糸 川 欣一郎	" 大字荒野35番地
"	内 田 和 雄	" " 125番地
"	内 田惣右衛門	" " 105番地
<i>II</i>	大 川 文 男	" "1687番地
<i>II</i>	堺 田 敏 雄	" " 1650番地
"	谷田川 京 也	" " 195番地 5
"	大 洞 富 男	" 大字角折445番地
11	小 堤 健一郎	" " 406番地
11	清宮茂雄	" " 881番地
"	大 﨑 幸 一	" 大字青塚355番地 2
"	大 﨑 茂	" " 440番地 2
"	大 嵜 優	" " 272番地
監 事	野口定則	·/ 大字小山1159番地74
"	橋 本 源之助	" 大字荒野1640番地 6
<i>II</i>	遠峰義雄	" " 221番地
"	小 堤 義 夫	" 大字角折263番地
"	森 下 秋四郎	" 大字青塚1240番地 3

# 茨城県告示第1043号

守谷市本町622番地 2 に事務所を置く守谷市外一市一ヶ村土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改 良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年6月30日

茨城県土浦土地改良事務所長 由 田 展 也

# 1 退 任

職名	氏	名	住 所
理 事	藤平	岩雄	守谷市本町7193番地

# 2 就 任

職名	氏	名	住
理事	月 岡	新太郎	守谷市本町6033番地

公 告

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成15年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

#### [掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在 地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は 随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合 には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 随意契約による場合はその理由 その他必要な事由

行政情報ネットワークユーザ認証システム構築業務委託 一式 企画部情報政策課 水戸市笠原町978番地 6 平成15年5月14日 株式会社日立製作所関東支社茨城支店 水戸市三の丸1丁目4番73号 6,961,500円 一般競争入札 平成15年4月3日

茨城県行政情報ネットワーク運用管理業務委託 一式 企画部情報政策課 水戸市笠原町978番 6 平成15年 5月23日 東日本電信電話株式会社茨城支店 水戸市北見町8番8 99,750,000円 一般競争入札 平成15年4月3日

グループウェアシステム賃貸借 一式 企画部情報政策課 水戸市笠原町978番6 平成15年5月23日 松 下リース・クレジット株式会社関東支店茨城オフィス 水戸市千波町2770番地39 14,430,150円 一般競争入札 平成15年4月3日

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成15年8月20日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室(水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎)において公衆の縦覧に供する。

平成15年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日
  - 平成15年6月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称特定非営利活動法人 常陸國地域振興フォーラム
- 3 代表者の氏名

河 原 稔

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県石岡市国府1丁目1番33号

# 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、常陸國の文化を楽しむ会、常陸國地域振興まつり、街づくりを考える地域振興 フォーラム、地域防犯と親子の集いに関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

#### 県営土地改良事業計画

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営新郷地区土地改良事業につき計画を定め た。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 縦覧に供する書類

県営新郷地区土地改良事業 (湛水防除) 計画書の写し

2 縦覧の期間

平成15年7月1日から平成15年7月29日まで

3 縦覧の場所

境土地改良事務所

## 都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催

研究学園都市計画の変更案の作成について、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、次 のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則 (昭和44年12月27日茨城県規則第71号) 第4条第1項の規定に基づ く公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができ る者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定した時はその旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成15年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

# 1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先,提出期限及び様式

日 時	場所	公述申出書の提出先,提出期限及び様式
		提 出 先
		水戸市笠原町978番 6
		茨城県知事 橋 本   昌
平成15年7月16日	つくば市竹園 1 - 10 - 1	(土木部都市局都市計画課扱い)
午前10時00分	つくばカピオホール	提 出 期 限
		平成15年7月9日 (必着のこと)
		様式
		別掲のとおり

# 2 研究学園都市計画の変更案

## (1) 都市計画道路

ア 種類,種別,名称,位置,区域及び構造

種類 種 別		名	称	位置					
性知	(全)	番号	路線名	起 点	終点	主な経過地			
				つくば市	つくば市	つくば市			
		3 · 2 · 38	妻木金田線	妻木字道祖神	東岡字北原	東岡			
				つくば市	つくば市				
道路	古스 4白 4= 0夕			天久保一丁目	金田字西原				
児 崎	幹線街路	<b>学十</b> 常水(注) 近日	<b>叶称</b> 牡儿台		つくば市	つくば市	つくば市		
							3 · 3 · 39	上野花室線	上野字前原
		3 . 3 . 38	工到'化垒脉			中根			
						金田			

区域	į			構	造	
延長		構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における	備考
<u> </u>		悔足形式	半級の数	11世史	鉄道等との交差の構造	
約1,520 m		地表式	4 車線	30.0 m	幹線街路と平面交差	
#91,520III	1	地农工	4 半級	30.0111	2 箇所	
約3,270 m		地表式	4 車線	27.0m	幹線街路と平面交差	
#y3,270III	1	地农工	4 半級	27.0 m	3 箇所	

# イ 変更する内容

都市計画道路の線形変更に伴う、位置及び区域の変更

- ウ 都市計画を変更する土地の区域
  - 3・2・38号 妻木金田線

変更する部分

- つくば市金田 字西原の一部
- つくば市東岡 字北原,字谷頭,字中原及び字西原の各一部

追加する部分

つくば市金田 字遠原の一部

削除する部分

- つくば市金田 字中谷及び字谷頭の各一部
- つくば市東岡 字田辺,字講端及び字海道端の各一部
- 3・3・39号 上野花室線

変更する部分

- つくば市横町 字中原の一部
- つくば市金田 字大堀,字西原,字岡道,字谷頭及び字弥陀下の各一部
- つくば市柴崎 字大日の一部
- つくば市中根 字遠原の一部
- つくば市花室 字後田,字御山及び字御山下の一部

追加する部分

つくば市上野 字西久保及び字前原の各一部

つくば市金田 字岡久保,字大明神,字二本松薹,字蛭子,字明神西,字八龍神及び字明神南の各一部

つくば市東岡 字一ノ道,字北原及び字阿弥陀の各一部

## 削除する部分

つくば市栄 字遠原の一部

つくば市金田 字中台,字明神久保,字二本松本,字御山,字十三塚,字中宿,字東岡及び字一ノ道の 各一部

#### エ 案の作成理由

つくば市の都市計画道路については、つくばエクスプレス沿線開発区域を結ぶとともに、学園都市を中心と した広域的な自立都市圏の形成を支える道路網として、平成11年6月に骨格となる幹線道路等42路線を追加変 更した。このうち、今回都市計画を変更する「3・2・38号妻木金田線」及び「3・3・39号上野花室線」は、 中根・金田台特定土地区画整理事業区域内を通過する幹線道路として同時に都市計画決定されている。

土地区画整理事業に先立ち埋蔵文化財の調査を進めてきたところ、当該道路の計画線上に奈良時代の郡役所 跡である「河内郡衙遺跡」が確認され、関係機関協議の結果、本遺跡を国指定史跡とする方向となり、現状保 存の上でつくば市が歴史的空間として整備を行う予定となった。

このため、都市計画決定時における当該幹線道路の機能を確保しつつ、国指定史跡予定である「河内郡衙遺 跡」を避けるよう道路線形を一部変更し、遺跡を活用した歴史的空間と調和したまちづくりを目指すものであ る。

## (2) 都市計画公園

# ア 種類, 名称及び面積

種 類	名	称	位置	面 積	備考
	番号	公 園 名			
運動公園	6 • 5 • 401	さくら運動公園	つくば市東岡字東浦,字侭田,字不動前,字向山,字作ノ久保,字作の久保,字番匠,字六反田,字下ノ町,字並松	約10.3ha	野球場, テニスコート, 多目的広場, 体育館, 駐車場, 広場,砂場
			つくば市金田字岡久保,字蛭子,字二本松薑 つくば市花室字溝向		

# イ 変更する内容

都市計画公園の区域変更に伴う位置の変更

ウ 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

つくば市金田字岡久保の一部

削除する部分

つくば市金田字二本松台の全部及び字二本松薹及び字蛭子の各一部

#### エ 案の作成理由

今回,都市計画を変更する「6・5・401号さくら運動公園」は、中根・金田台特定土地区画整理事業区域

の南端に位置し、昭和51年の都市計画決定以後、野球場、テニスコート及び桜総合体育館等を開設している。

土地区画整理事業に先立ち埋蔵文化財の調査を進めてきたところ、奈良時代の郡役所跡である「河内郡衙遺跡」が確認され、関係機関協議の結果、当該遺跡を国指定史跡とする方向となった。つくば市では、この遺跡を現状保存したうえで歴史的空間として整備を行う予定であり、本公園に接して計画されている都市計画道路の線形を、遺跡を避けるよう一部変更する必要があることから、これと併せて本公園の区域についても変更するものである。変更に際しては、公園区域内に立地している桜保健センター及び桜歴史民族資料館が都市計画道路に近接するため、緑地帯を配置し道路の影響の軽減を図れるよう配慮し、遺跡を活用した歴史的空間と調和したまちづくりを目指すものである。

3 都市計画の変更案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

茨

城

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029 - 301 - 1111 (内線4588)

- (2) つくば市北条5060番地
  - つくば市都市建設部都市整備課

電話 029 - 836 - 1111 (内線6153)

# 別 掲

公 述 申 出 書

研究学園都市計画の案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

公述申出人

住 所

ふりがな

印 氏 名

年 龄

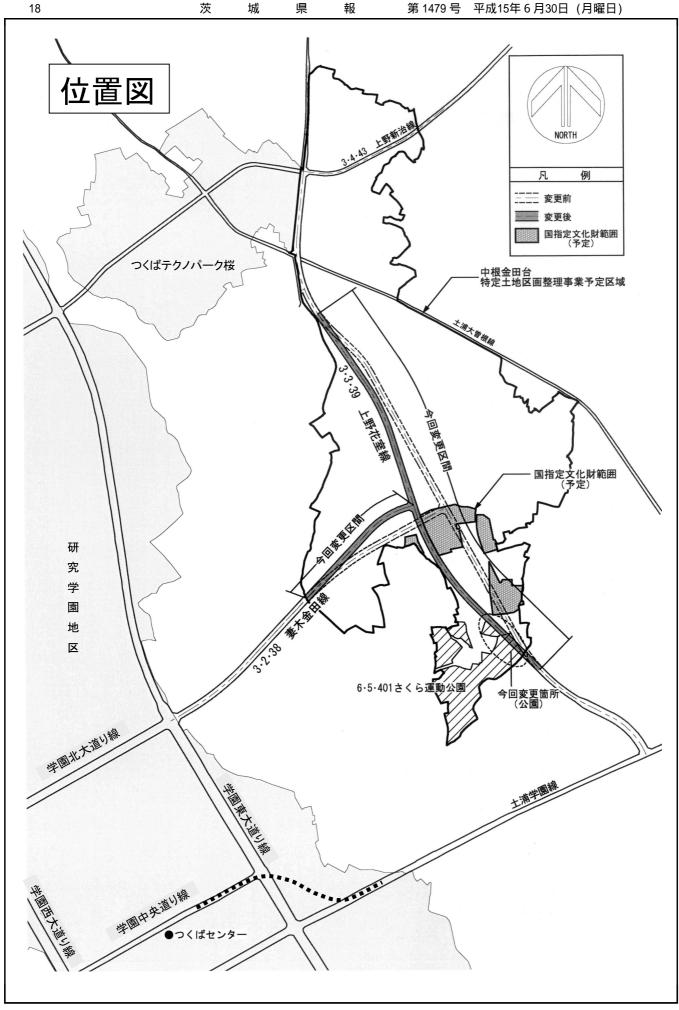
職 業

意見の要旨 別 紙

「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ意見の要旨を記載すること。





訓 令

# 茨城県訓令第19号

茨城県職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

茨城県職務発明等に関する規程 (昭和62年茨城県訓令第8号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「昭和22年法律第115号」を「平成10年法律第83号」に改める。

第7条中「「実施」」を「実施」に改める。

第21条中「いう「実施」」を「規定する実施」に、「第12条の5第1項各号」を「第2条第4項各号」に、「農林水 産部園芸流通課長」を「農林水産部農政企画課長」に改める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

20	茨	城	県	報	第 1479 号	平成15年 6 月30日	(月曜日)
五调日 <b>五</b> 调日 <b>.</b>	<b>大曜日</b> 祭	<sub>经行</sub> <b>/</b> 緊急	急事項は	号外発行)	<b>(</b> 定価送料 金 3,	とも1月 <b>\</b>	
, 一						060円 <b>/</b>	
				城			
	申込先 <sup>-</sup>			城 県 水 戸 総 務 部 糺	市笠原町	9/8 番 6	
					11 (代)		